

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	防火防災意識の向上と防火防災思想の普及促進を図り、消防団等の士気の高揚と団結強化を推進するため消防大会及び各種の啓発活動を行う事業	43.0%

[1] 事業の概要について（注1）

【事業内容】

1 消防大会事業

消防団員、消防職員及び消火や人命救助等に尽力した一般人に係る功績を顕彰することにより団結の強化と士気の高揚を図るとともに意見発表や大会の広報を通じて防火防災意識の向上を図る、新潟県と共に実施する事業。

2 消防殉職者慰靈祭事業

火災や災害等の活動により職に殉じた消防団員、消防職員又は防火防災活動に協力して死亡した一般の人々の功績を称え、その遺徳を偲ぶとともに防火防災意識の高揚と消防活動等で再び死亡事故を起こさないための意識を啓発する事業で新潟県が後援となって実施している事業

消防殉職者及び殉難者の御靈は、新潟大神宮境内にある「太平神社」に祀られているが建立から60年を経過し、老朽化が進んでいることから消防殉職者慰靈社改築積立金を設置し、改築又は慰靈碑等の建設のための準備をしている。

3 防火啓発、消防団加入促進、災害支援の推進事業

(1) 防火啓発事業

防火防災の意識の向上と防火防災思想の普及促進を図るための啓発事業で防火防災に係るDVD、ビデオ等を購入し貸出す事業と消防団等が火災予防の啓発のため活動する費用（チラシ作成等）の一部を助成する事業がある。

(2) 加入促進事業

消防団等が消防団員確保のための勧誘に伴うグッズ、広報紙等の作成やイベント等に要する費用の一部を助成する事業

(3) 災害支援事業

大規模災害を受けた被災地への支援事業（復旧活動等の支援、支援金給付等）

【財源及び事業実施に係る費用】

事業の財源は、市町村の分担金、新潟県及び日本消防協会からの補助金等の収入を主な財源としている。

なお、日本消防協会からの補助金等については、別記新潟県消防協会事業と日本消防協会との関係についてのとおり。

[2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1号、第3号、第4号、第5号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)	
チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(14) 表彰、コンクール 区分ごとのチェックポイント	1 消防大会事業 (不特定多数のための目的) 表彰は、一般の人々の生命・財産を守る業務に貢献した消防団員、消防職員、消防機関及び一般の消防協力者、団体の功績に対し表彰するものであり、意見発表は、消防に係る活動事例を発表し、防火防災意欲の向上と啓発をおこなうものである。いずれも不特定多数の人々の安全と安心を確保するための目的を有するものである。

<p>5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めてないか。</p>	<p>この目的は、大会の開催前に実施要綱を定めその中で位置づけ県内市町村及び消防本部等を通じ消防関係者に周知され、公表されている。 大会は、新聞広報等を通じ社会の安全安心、防火防災に対する意識啓発に役立っている。 (表彰の選考の公正性) 表彰の選考は、当協会の理事会で審査されるが、理事は県内の各地域から選出された構成員及び消防長会から選出された構成員であり、監事（外部から選出されるもの1名）立ち会いのもとに選出されるため特定の地域の意見等に偏ることなく、公正に審査される。 (受章の公表等) 受章者は、消防大会のパンフレットに掲載し、大会当日配布するとともに各地域へも名簿を送付している。なお、消防大会開催日の報道にもパンフレットを交付し、公表している。 (金銭的な負担) 当該表彰は、消防防災に尽力した功績に対する表彰であり、受章者等の負担はない。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2. (事業の合目的性) ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>その他説明事項</p> <p>2 慰霊祭事業 (1) 事業目的 当該事業は、一般の住民を火災・災害等から救出すべく活動し、不幸にも殉職又は死亡された消防団員、消防職員及び一般人協力者の功績を称えその遺徳を偲ぶとともに死亡事故の再発防止と防火防災の意識の高揚を目的としている。 (2) 事業の合目的性 ア 受益機会の確保 殉職者の慰霊社は、新潟市中央区西大畠の新潟大神宮の境内にある太平神社であり、一般の人々が自由に参拝できることから、受益機会は確保されている。 イ 事業の質の確保 当協会の会長以下役員は、公益活動としての消防団活動等に知見を有し、防火防災活動における事故防止に尽力していることから事業の執行についても充分留意されている。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2. (事業の合目的性) ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>その他説明事項</p> <p>3 防火啓発、加入促進、災害支援事業 (1) 事業目的 防火啓発事業は、一般住民に直接防火防災を呼びかけ火災の未然防止と災害への対応の意識啓発を行うものであり、消防団加入促進事業は、一般住民の安全安心のためには消防防災活動を行う消防団員を確保するための事業である。 災害支援事業は、大規模災害等を受けた被災地を支援する事業であり、いずれも、不特定多数の人々に働きかけ、災害等の未然防止や人々を救済する目的を有している。 (2) 事業の合目的性 ア 受益機会の確保 啓発活動事業は、防火防災への注意を直接住民に呼びかけることにより火災や災害の被害等の未然防止等に役立っており、一般の人々が利益を受けるものである。 消防団加入促進事業は、消防団員の確保により、地域防災力が充実強化されることから地域住民が利益を受ける</p>

	<p>ことに繋がっている。</p> <p>また、災害支援事業は、対象者が被災者となっており、受益機会は確保されている。</p> <p>イ 事業の質の確保</p> <p>当協会の会長以下役員は、公益活動としての消防団活動等に知見を有し、防火防災の啓発活動の重要性は認識しており、その方法についても地域の状況を考慮しながら自ら実践しているところであり、地域関係者から高い評価を受けている。</p>
	その他説明事項

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 2	消防の団結を強化し、消防技術の向上と士気の高揚を目的とした消防ポンプ操法競技会の実施並びに消防団員の資質向上のための研修会の実施及び講習会等の助成を行う事業	20.4%

[1] 事業の概要について（注1）

【事業内容】

1 消防ポンプ操法競技会

消防団員及び消防職員は、非常時における火災等に迅速かつ的確に対応するため、消防ポンプ等の基本動作や行動等の操作を定めた消防操法を体得し、その技術を向上する必要がある。

当協会は、操法技術の向上と団結力の強化が火災や災害に対する住民の生命・身体の安全と財産の保全に欠かすことのできないものとして、新潟県と共に新潟県消防ポンプ操法競技会を実施するほか地域の操法競技会等の支援をこの事業を通じて行っている。

2 消防研修事業

(1) 消防団長等幹部研修会の実施

消防団員の資質を高め、消防団を適正に指導する消防団長、副団長等の消防団幹部の研修として、協会が講師を招き標記研修会を実施している。同研修にはこれまで県知事等からも講話等での指導をいただき消防団の適正化と強化を図っている。

(2) 講習会等の助成事業

消防団員の資質の向上、消防の団結力の強化等により総合的な防災力の強化を目的として各地域で実施する研修会の開催や各種の講習会等への助成等を行っている。

具体的には地域の消防団等が実施する講習会（規定講習、一般講習）への開催経費の一部助成事業がある。

(3) 日本消防協会等が実施する研修会等の参加経費の助成

日本消防協会等が主催する女性消防団員活性化大会等の研修会等への消防団員の参加経費の一部助成事業があり、研修を通じた消防団員の資質の向上と消防団の活動能力等の向上を目的としている。

【財源及び実施事業に係る費用】

事業の財源は、市町村の分担金、新潟県及び日本消防協会の補助金等の収入を主な財源としている。

なお、日本消防協会からの補助金等については、別記新潟県消防協会事業と日本消防協会との関係についてのとおり。

[2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第2号、第6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
11	本事業は、消防団員等が火災や災害から住民を守り、安全安心な社会を作り上げるために必要とされる消防技術の向上、消防の団結強化、士気の高揚を図ることを目的として実施される消防ポンプ操法競技会や消防団員の資質向上を図る各種研修会等であり、事故又は災害の防止を目的とする事業に該当する。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)		
区分ごとのチェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	
(15) 競技会	1 消防ポンプ操法競技会 (1) 不特定多数の者の利益の増進 本事業は、消防団員が火災現場で迅速かつ的確に対応するために必要な消防技術の習得と向上及び団結の強化のために実施しているものであり、火災や災害から不特定多数の住民の生命財産を守るための目的をもって実施する事業である。 この操法大会の目的は、消防大会と同様、開催前に実施要綱を定めその中で目的を明らかにし、県内市町村及	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。（例：親睦会のような活動にとどまっているか） 3. 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。		

	<p>び消防本部等を通じ消防関係者に広く一般にも周知され、公表されている。</p> <p>(2) 事業の目的</p> <p>消防ポンプ操法競技会は、一般の人々を守るために消防団員等に必要とされる消防ポンプ等の操法に係る技術の向上と団結力の強化の目的をもって新潟県と共に実施する事業であり、競技会の開催を通じてより高度な技術力の向上と団結強化に役立っている。</p> <p>(3) 運営について</p> <p>毎年実施要領を定め、審査についても新潟県消防学校で作成した審査要項等により審査されるものであり、適正な管理運営のもとに実施されている。審査員も各地域の消防本部等から推薦された審査員によって公平かつ公正に審査されている。</p>
	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	
区分ごとのチェックポイント	
1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	2 消防研修事業 【消防団長等幹部研修会の実施】 (不特定多数の者の利益の増進) 1 この研修は、住民の安全安心のために防火防災を担う消防団の指導者である消防団長等の幹部の資質向上を目的として実施しており、実施に当たっては開催通知に目的を明記し実施している。 (研修の参加要件) 2 消防団長及び副団長等の幹部の研修であるところから専門的な内容も含めた研修となっており、参加要件は限られている。 (専門家等の関与) 3 研修の実施については、新潟県からも知事又は副知事の参加をいただき講話等で指導を仰いでいる。 (講師の報酬) 4 講師への報酬については、著名人に依頼した際、約10万円を支払ったことがあるが、それ以外では無報酬でお願いする場合が多い。なお、報酬額は、講師に対応した適正な額を設定している。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	その他説明事項
区分ごとのチェックポイント	
1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	【消防講習会等への助成事業等】 1 事業目的（不特定多数の者の利益の増進） 消防講習会助成事業は、県内各地域の消防団等で実施する研修に経費の一部を助成する事業である。講習会は、地域単位で消防団員が火災や災害から不特定多数の住民の生命財産を守るために必要な知識の習得、技術の向上、団結の強化を目的として実施されている。 2 事業の合目的性 ア 受益機会の確保 講習会等による消防団員等の資質の向上は、火災や災害から住民の生命財産を守るために地域防災力の向上と強化をもたらすところから、広く一般社会が本事業を通じて利益を受けるものである。 イ 事業の質の確保 講習会は規定講習、一般講習で構成されており、規定講習は消防学校が定める講習内容を満たすこととしており専門的な関与は行われている。 一般講習は実施する消防団等で地域性を考慮した中で実施されているが、研修を指導する消防団長等は、公益活動としての消防団活動等に知見を有し、消防団員等の技術と資質の向上に大きな配慮をしながら工夫し、実践しているところである。

	その他説明事項
<p>(13) 助成（応募型）</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。 (例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。）</p> <p>6. （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【日本消防協会等が実施する研修会等の参加経費の助成】</p> <p>（不特定多数の者の利益の増進）</p> <p>1 全国女性消防団員活性化大会等の研修では、地域の安全安心の推進に貢献するための大会である等の目的を要綱で定めて実施しており、不特定多数のための大会としての趣旨は、広報を通じ広く社会に公表し、目的を明らかにしている。</p> <p>（機会の公開）</p> <p>2 参加の機会は、全ての消防団員等に開かれているが、開催地の関係から派遣する団員数については、市町村等の予算の制約を受けている。</p> <p>（助成の公正性）</p> <p>3 協会からは、参加者に経費の一部を助成しており、参加人数の関係から金額に増減はあるが消防団等を通じ参加者全員に助成している。</p> <p>（専門家の関与）</p> <p>4 参加者の選考は、予算の関係から市町村消防担当課等で行われているが将来の消防団を担う人材を選考している。</p> <p>（対象者の公表）</p> <p>5 助成対象者は個人のため公表はしていないが消防団名は協会の事業実績報告に掲載し公表している。</p> <p>（成果の報告等）</p> <p>6 参加結果はそれぞれの所属で復命されているが、大会の結果は研究報告として日本消防協会が冊子やDVDにまとめ公表している。</p>

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。